

はじめに	4
第1章 エネルギーシステム改革とは何か	5
1. 日本で進められているエネルギーシステム改革の概要	5
(1) 地域独占・規制料金下の戦後体制と自由化の流れ	5
(2) 電気と都市ガスの小売全面自由化へ	5
2. EU3国のエネルギーシステム改革から何を学ぶか	6
(1) イギリス	7
(2) フランス	8
(3) ドイツ	9
第2章 消費者の立場からエネルギーシステム改革に求めるもの	10
1. 実現したい7つの目的と、検討にあたっての2つの基本視点	10
(1) 実現したい7つの目的	10
(2) 2つの基本視点	11
2. 私たちが求めるエネルギーシステム全体のあるべき姿とその要件	14
(1) 消費者との接点(小売)において	14
(2) エネルギーの製造、卸売において	21
(3) 消費者と供給者を結ぶネットワーク(送配電・導管)において	23
(4) システム全体の統括と監視、改善において	24
(5) 消費者保護、苦情・紛争対応において	27
3. 改革により確保されるべきエネルギー分野別の要件	28
(1) 都市ガス	28
(2) LPガス	29
(3) 灯油	30
4. 「あるべき姿」の要件を満たすために、私たちが行政に求めたいこと	32
(1) 消費者の選択に必要な情報の提供	32
(2) 消費者の参画、監視等により得られた情報の公表	33
(3) LPガス・灯油も含めた総合的なエネルギーシステムの構築	33
(4) 再稼働された原発電気の原価での卸売市場供出	33
(5) 経過措置料金規制解除の慎重な判断	33
(6) 託送料金の見直し	33
(7) スイッチングの促進への行政の主体的な働きかけ	33

第3章	生協が果たすべき役割 ……………	34
	1. 主体的な消費者組織として……………	34
	(1) 監視等委員会を軸とした消費者参画、注視と改善への働きかけ ……	34
	(2) 消費者への情報提供活動と学習活動の推進 ……	35
	(3) 公正中立な比較サイトの育成、信頼できる相談窓口の紹介 ……	35
	(4) LPガス事業の実情把握と改善への働きかけ ……	35
	2. 改革を推進する事業者として ……	36
	(1) 事業的対抗力の発揮 ……	36
	(2) 事業者としての率先垂範 ……	36
	おわりに……………	37
	[出典] ……	38

資料

1. 「家庭用エネルギーの料金制度に関わる新たな政策制度研究会」委員一覧 ……	40
2. 家庭用エネルギーの料金制度に関わる新たな政策制度研究会 検討経過概要 ……	40
3. 付属資料……………	42
資料1：家庭用エネルギー種別構成比 ……	42
資料2：イギリスのエネルギーシステム関連資料 ……	43
2-①：英国のエネルギーシステム監視機関、消費者関連組織について ……	43
2-②：英国の電力供給源の構成に関する情報開示の整備 (電力小売事業者ライセンス条件の一部)……………	56
資料3：電気・ガスなど家庭向けエネルギーに関する意識調査結果……………	59

1990年代から始まったエネルギーシステム改革の流れが家庭用エネルギーにも及び、大きな制度改革が動き出しています。家庭を含む小口需要家向けの電気小売事業が2016年4月に自由化され、旧来の地域独占・規制料金制度が廃止されます。発電・卸売事業、小売事業への新規参入が全面的に認められ、競争原理が導入されることになります。翌17年には、都市ガス事業も同様に自由化されます。

家庭用エネルギーは生活に不可欠であることから、自由市場を前提としつつも、エネルギーシステムのなかで消費者の利益や権利が尊重されるよう、また、地域的・経済的事情等により利用に困難をきたす消費者を生まないように、一定の行政関与が必要となります。新たな情勢を踏まえ、消費者の立場から、この行政関与のあり方に関わる政策制度要求をまとめていくために、日本生活協同組合連合会が生協総合研究所に委託し、調査・研究を実施することにしました。¹ 2015年5月、「家庭用エネルギーの料金制度に関わる新たな政策制度研究会」を立ち上げ、学識委員として日本大学経済学部の竹中康治教授・上智大学法学部の古城誠特別契約教授の両氏を迎えるとともに、生協や消費者組織に所属される8人の委員の参加を得ました。

計6回開催した研究会では、先行するEU諸国のエネルギーシステム改革の経験、電力会社・都市ガス会社・新電力²会社の問題意識や戦略、すでに自由化されている分野であるLPガス業界の問題点、さまざまな消費者意識調査の結果などについて報告を受け、検討を行いました。

検討を通じ、以下の気づきを得ました。法令が改正されても、事業者がより良いサービスや低価格を競うことで消費者が利益を受けられるような自由市場はすぐには成立せず、制度改善の積み重ねを要すること。消費者利益に沿う改善を実現していくためには、消費者が参画し、行政関与の方向性に消費者意見を反映させていく仕組みが肝要であること。

本報告書では、行政への要求の核として、自由化後の新制度の中核を担う電力取引監視等委員会³への消費者の参画を据えたうえで、各論的な要求事項を列挙しました。また、消費者側の主体的関与を明確にするための補足として、第3章に生協が果たすべき役割を示しました。消費者利益に適うエネルギーシステム構築に向けた端緒的な提言として、本報告書をお示しいたします。

家庭用エネルギーの料金制度に関わる新たな政策制度研究会
座長 阿南 久

¹ 当研究会に関連する研究会：エネルギー関連分野について、以下の委員会・研究会が先行または並行して設けられており、それらでテーマとした事項については、当研究会の調査・研究対象から外しました。原子力発電の捉え方など生協のエネルギー政策については、「エネルギー政策検討委員会」(2011年)、生協の電気事業参入については、「生協の電力事業研究会」(2012・13年)および「電力小売事業研究会」(2015年)。

² 新電力：特定規模電気事業者(PPS)。現在の一般電気事業者(東京電力、関西電力など)が保有する送配電網を通じて、新規に電気の販売を行う事業者。

³ 電力取引監視等委員会：電力システム改革において、電力市場の厳正な監視及び適正取引・競争ルール策定等の建議を行う組織。



おわりに

締めくくりに、家庭用エネルギーの料金制度に関わる新たな政策制度研究会の座長として、本報告書の活用についての希望を述べたいと思います。

本研究会の目的であった「電気・ガス小売事業全面自由化に向けての行政関与のあり方に関わる、消費者の立場からの政策制度要求」は、第2章にまとめたとおりです。

ただし、ここであらためて強調したいのは、政策制度要求は静態的なものではないということです。電気の小売事業の全面自由化は2016年、ガスは2017年に予定されており、まだ計画段階にあります。先行する欧米の経験でも、電気・ガス事業の自由化が実効性を具備するためには、長年にわたるシステム改善の積み重ねを要しています。

したがって、今後のエネルギーシステム改革は、PDCAによる改善の積み重ねとして、生協・消費者組織自身が参画しながら進められていくのだということを、当事者としての決意を込めて銘記したいと思います。

エネルギーシステム改革は、社会の広範な領域に長期的な影響を与える大きな動きです。そのあり方を評価し、目指すべき方向性を検討するにあたっては、木を見て森を見るのを怠ったり、直面する事象にのみ目を奪われてはなりません。あるべき将来像に投影しながら現実を見る姿勢を保つために、私たちは、本報告書を「チェックリスト」として活用していただきたいと考えています。エネルギーシステム改革の過程で現実の到達点を評価する際に、第2章でまとめた「あるべき姿」・「要件」と照らし合わせながら、体系的に要改善点を抽出していきたいという意味です。

ただし、本報告書そのものにも現在の到達点を映した限界があることは否めません。PDCAのプロセスでは、チェックリスト自体の見直しにも継続的に取り組んでいかなければならないと思います。

さて、本報告書の策定にあたり、2015年4月から12月まで計6回の研究会において、外部識者や事業者の方々のお力添えも得、検討を重ねてまいりました。

末筆ながら、貴重なお時間を割いて本研究会での講演や報告をお引き受けくださったみなさまに、委員の総意として心より感謝申し上げます。

本報告書がささやかながら生協のエネルギー関連政策への理解を広げ、消費者の主体的な行動、選択を支援し、ひいてはより良いエネルギーシステムの構築に資することを念願して、私たちからの報告を締めくくるといたします。

2015年12月

家庭用エネルギーの料金制度に関わる新たな政策制度研究会

座長 阿南 久